

議案第 96 号

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市学校職員給与条例及び甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第 1 条 甲府市学校職員給与条例(昭和 28 年 1 月条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員(」の次に「第 15 条を除き、」を加える。

第 12 条の 2 中「甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和 45 年 12 月条例第 41 号。以下「勤務時間条例」という。)第 3 条第 2 項」を「勤務時間条例第 3 条第 3 項」に改め、同条を第 12 条の 3 とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第 12 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、育児短時間勤務(同条の規定による短時間勤務を含む。)をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額

に、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第19条第2項第2号及び第3号中「定める額（」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を加える。

第22条の2中「学校職員」を「職員」に改める。

第23条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、「学校職員又は」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第26条第4項中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第12条の2に規定する数で除して得た額）」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第12条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第27条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第12条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を加える。

15 育児短時間勤務職員等に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」とい

う。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、教育委員会が定める。

第4条第1項ただし書中「教育委員会は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従ったもので8日以上、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である学校職員について、市長と協議して、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項第1号中「20日（）」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

第16条第1項中「越えない」を「超えない」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

ワーク・ライフ・バランス推進のため、育児を行う職員の勤務形態の選択肢を広げる育児短時間勤務制度の導入に関し、関係条例の整備を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。